

令和 7 年第 4 回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	令和7年度石川県一般会計補正予算（第5号）……………	1
議案第2号	令和7年度石川県公営競馬特別会計補正予算（第2号）……………	11
議案第3号	令和7年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第1号）……………	13
議案第4号	令和7年度石川県立中央病院事業会計補正予算（第1号）……………	17
議案第5号	令和7年度石川県立こころの病院事業会計補正予算（第1号）……………	19
議案第6号	令和7年度石川県流域下水道事業会計補正予算（第1号）……………	21
議案第7号	令和7年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）……………	23
議案第8号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について……………	25
議案第9号	石川県手数料条例の一部を改正する条例について……………	55
議案第10号	当せん金付証票の発売について……………	59
議案第11号	公の施設の指定管理者の指定について……………	61
議案第12号	指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について……………	63
議案第13号	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について……………	65
議案第14号	いしかわ子どもの権利基本条例について……………	67
議案第15号	損害賠償額の決定について……………	71
議案第16号	請負契約の締結について（6災11703号 主要地方道輪島浦上線 道路災害復旧工事（その2）（概略発注対象工事））……………	73
議案第17号	変更請負契約の締結について（主要地方道 金沢田鶴浜線 地方道改築工事（上棚地区 上棚高架橋P4橋脚工））……………	75
議案第18号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（6災2383号・2384号・2417号 主要地方道大谷狼煙飯田線 道路災害復旧工事（概略発注対象工事））……………	77
議案第19号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（6災2416号・2448号 主要地方道大谷狼煙飯田線 道路災害復旧工事（概略発注対象工事））……………	79
議案第20号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（6災11743号－2工区 主要地方道内浦柳田線 道路災害復旧工事（概略発注対象工事））……………	81
議案第21号	請負契約の締結について（6災1240号 二級河川八ヶ川 河川災害復旧工事（1工区）（概略発注対象工事））……………	83

議案第22号	請負契約の締結について（6 災1425号 二級河川小又川外 6 災11676号－15 工区 主要地方道能都穴水線 災害復旧工事（概略発注対象工事））……………85
議案第23号	請負契約の締結について（6 災2548号 二級河川磐若川 6 災2437号 主要地 方道珠洲穴水線 災害復旧工事（概略発注対象工事））……………87
議案第24号	請負契約の締結について（6 災2556号 二級河川鶴飼川 6 災7203号外 二級 河川鶴飼川（小屋ダム） 災害復旧工事（概略発注対象工事））……………89
議案第25号	請負契約の締結について（6 災2579号 二級河川若山川 6 災2487号 主要地 方道珠洲里線 災害復旧工事（概略発注対象工事））……………91
議案第26号	請負契約の締結について（6 災2586号外 二級河川紀の川 6 災2372号 一般 県道栗津正院線外 災害復旧工事（概略発注対象工事））……………93
議案第27号	請負契約の締結について（6 災405号・406号・433号 輪島港 港湾災害復旧 工事（概略発注対象工事））……………95
議案第28号	請負契約の締結について（6 災419号・420号 輪島港 港湾災害復旧工事（概 略発注対象工事））……………97
議案第29号	変更請負契約の締結について（房田 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発 注対象工事））……………99
議案第30号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部 を改正する条例について……………101
報告第1号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………105
報告第2号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6 災1239号 二級河川八ヶ川 河川災害復旧工事（1 工区）（概略発注対象工 事））……………107
報告第3号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6 災1286号 二級河川河原田川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事））……………109
報告第4号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6 災1287号 二級河川河原田川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事））……………111
報告第5号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6 災1301号 二級河川鳳至川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事））……………113
報告第6号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6 災1378号 二級河川町野川 河川災害復旧工事（1 工区）（概略発注対象工 事））……………115
報告第7号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（長 沢3号 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））……………117
報告第8号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………119

議案第 1 号

令和 7 年度石川県一般会計補正予算(第 5 号)

令和 7 年度の石川県一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,858,519 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 886,644,201 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 7 年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 12 月 2 日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		千円 138,230,000	千円 2,907,394	千円 141,137,394
	1 地 方 交 付 税	138,230,000	2,907,394	141,137,394
9 国 庫 支 出 金		213,193,455	631,716	213,825,171
	1 国 庫 負 担 金	120,825,089	619,719	121,444,808
	2 国 庫 補 助 金	89,912,886	11,997	89,924,883
12 繰 入 金		57,832,766	772,000	58,604,766
	2 基 金 繰 入 金	57,763,954	772,000	58,535,954
14 諸 収 入		74,409,490	4,547,409	78,956,899
	6 雑 入	11,123,523	4,547,409	15,670,932
歳 入 合 計		877,785,682	8,858,519	886,644,201

歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 1, 161, 427	千円 11, 695	千円 1, 173, 122
	1 議 会 費	1, 161, 427	11, 695	1, 173, 122
2 総 務 費		102, 455, 935	158, 193	102, 614, 128
	1 総 務 管 理 費	16, 134, 479	95, 044	16, 229, 523
	2 徴 税 費	83, 003, 716	25, 327	83, 029, 043
	3 市 町 村 振 興 費	1, 640, 142	30, 437	1, 670, 579
	5 人 事 委 員 会 費	106, 226	3, 086	109, 312
	6 監 査 委 員 費	196, 001	4, 299	200, 300
3 危 機 管 理 費		2, 867, 801	302, 777	3, 170, 578
	1 危 機 管 理 費	2, 867, 801	302, 777	3, 170, 578
4 復 旧 ・ 復 興 費		43, 550, 969	15, 144	43, 566, 113
	1 復 旧 ・ 復 興 費	43, 550, 969	15, 144	43, 566, 113
5 企 画 振 興 費		8, 095, 816	238, 015	8, 333, 831
	1 企 画 振 興 費	8, 095, 816	238, 015	8, 333, 831
6 文 化 観 光 費 ス ポ ー ツ 費		12, 713, 006	667, 371	13, 380, 377
	1 文 化 ス ポ ー ツ 費	5, 557, 813	46, 420	5, 604, 233
	2 観 光 費	7, 155, 193	620, 951	7, 776, 144
7 健 康 福 祉 費		99, 064, 478	474, 271	99, 538, 749
	1 高 齢 者 福 祉 費	39, 783, 418	121, 315	39, 904, 733
	2 子 育 て 福 祉 費	18, 847, 412	70, 574	18, 917, 986
	3 障 害 福 祉 費	13, 898, 574	37, 966	13, 936, 540
	4 地 域 福 祉 費	12, 661, 259	8, 067	12, 669, 326

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 健康推進費	千円 5,904,779	千円 62,900	千円 5,967,679
	6 生活衛生費	359,021	6,579	365,600
	7 医薬看護費	7,610,015	166,870	7,776,885
8 生活環境費		3,597,460	2,550,096	6,147,556
	1 環境費	2,513,307	2,532,305	5,045,612
	2 県民生活費	1,084,153	17,791	1,101,944
9 商工労働費		67,952,410	943,495	68,895,905
	1 商工費	65,826,943	893,663	66,720,606
	2 労働費	2,038,631	48,363	2,086,994
	3 労働委員会費	86,836	1,469	88,305
10 農林水産業費		40,210,778	580,297	40,791,075
	1 農業費	18,579,246	101,694	18,680,940
	2 畜産業費	1,010,680	115,291	1,125,971
	3 農地費	11,744,782	310,124	12,054,906
	4 林業費	6,218,639	22,585	6,241,224
	5 水産業費	2,657,431	30,603	2,688,034
11 土木費		72,799,476	179,587	72,979,063
	1 土木管理費	697,774	18,518	716,292
	2 道路橋りょう費	38,770,203	68,777	38,838,980
	3 河川海岸費	13,866,182	29,219	13,895,401
	4 港湾費	5,329,972	13,525	5,343,497
	5 都市計画費	11,195,593	31,228	11,226,821
	6 建築住宅費	2,939,752	18,320	2,958,072

款	項	補正前の額	補正額	計
12 警察費		千円 26,606,970	千円 663,778	千円 27,270,748
	1 警察管理費	24,665,577	663,778	25,329,355
13 教育費		101,733,634	2,054,973	103,788,607
	1 教育総務費	16,906,246	84,076	16,990,322
	2 小中学校費	50,804,009	1,332,160	52,136,169
	3 高等学校費	23,652,067	457,718	24,109,785
	4 特別支援学校費	8,581,796	178,213	8,760,009
	5 社会教育費	1,521,579	1,806	1,523,385
	6 保健体育費	267,937	1,000	268,937
14 災害復旧費		211,544,226	18,827	211,563,053
	4 農林水産業施設 災害復旧費	59,650,755	8,923	59,659,678
	5 土木施設災害復旧費	137,626,549	9,904	137,636,453
歳 出 合 計		877,785,682	8,858,519	886,644,201

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和7年度道路建設費	令和8年度 令和9年度	千円 3,090,000	令和8年度 令和9年度	千円 4,440,000
令和7年度道路整備費	令和8年度	1,700,000	令和8年度	2,113,000
令和7年度土木施設災害復旧費	自 令和8年度 至 令和10年度	77,099,000	自 令和8年度 至 令和10年度	98,402,000
令和7年度港湾災害復旧費	令和8年度	3,391,000	令和8年度 令和9年度	8,451,000
令和7年度街路事業費	令和8年度	280,000	令和8年度	290,000
庁 舎 管 理 費			令和8年度	400,000
のと里山空港管理運営費			令和8年度	65,000
しいのき迎賓館管理費			自 令和8年度 至 令和12年度	559,000
美術館運営費			令和8年度	36,000
歴史博物館運営費			令和8年度	19,000
図書館運営費			令和8年度	136,000
金沢港クルーズターミナル管理費			自 令和8年度 至 令和12年度	624,000
伝統産業工芸館運営費			自 令和8年度 至 令和12年度	223,000
令和7年度河川整備費			令和8年度	17,000
令和7年度港湾管理費			令和8年度	120,000
兼六園管理費			令和8年度	71,000
金沢城公園管理費			令和8年度	57,000
木場潟公園（東園地）管理費			自 令和8年度 至 令和12年度	520,000
運転免許事務費			令和8年度	112,000
交通指導取締活動費			令和8年度	63,000
一般交通安全施設整備費			令和8年度	158,000
特別支援学校新校舎整備費			令和8年度	80,000

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 危機管理費			千円 287,500
	1 危機管理費		287,500
		物価高騰対策事業費	287,500
6 文化観光スポーツ費			604,000
	2 観光費		604,000
		令和6年能登半島地震観光誘客促進事業費	600,000
		観光戦略推進費	4,000
8 生活環境費			2,500,000
	1 環境費		2,500,000
		物価高騰対策事業費	2,500,000
9 商工労働費			8,455,000
	1 商工費		8,455,000
		令和6年能登半島地震被災事業者事業再建支援事業費	7,890,000
		物価高騰対策事業費	560,000
		食文化推進事業費	5,000
10 農林水産業費			945,000
	2 畜産業費		100,000
		物価高騰対策事業費	100,000
	3 農地費		710,000
		県営ほ場整備事業費	300,000
		広域営農団地農道整備事業費	300,000
		農業水路等長寿命化・防災減災事業費	110,000

議案第一号 令和七年度石川県一般会計補正予算

繰越明許費

款	項	事業名	金額
	4 林業費		千円 40,000
		山地治山事業費	40,000
	5 水産業費		95,000
		漁港改修費	75,000
		漁港機能保全費	20,000
11 土木費			8,249,089
	2 道路橋りょう費		2,089,423
		国道改築費	30,000
		地方道改築費	1,248,000
		橋りょう補修費	200,000
		道路災害防除費	57,039
		交通安全施設費	30,000
		道路施設長寿命化対策事業費	164,384
		県水送水管耐震化事業費	360,000
	3 河川海岸費		2,308,778
		流域治水対策費	1,221,200
		河川環境整備費	114,000
		情報基盤緊急整備事業費	1,000
		堰堤改良費	82,578
		緊急県単河川防災費	192,000
		砂防施設長寿命化対策事業費	20,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	100,000
		海岸侵食対策費	403,000

款	項	事業名	金額
		千里浜再生プロジェクト推進費	千円 175,000
	4 港湾費		726,000
		金沢港埋立地整備事業費	100,000
		緊急港湾補修事業費	200,000
		港湾改修費	60,000
		港湾補修費	171,000
		港湾海岸高潮対策費	95,000
		令和6年能登半島地震 港湾施設災害関連事業費	100,000
	5 都市計画費		3,124,888
		街路事業費	422,000
		令和6年能登半島地震 農業集落排水施設災害関連事業費	2,568,888
		公園施設安全安心対策費	119,000
		県単公園事業費	15,000
14 災害復旧費			36,647,810
	1 県有施設 災害復旧費		2,238,318
		令和6年能登半島地震 庁舎等災害復旧費	1,066,318
		令和6年能登半島地震 県立学校災害復旧費	800,000
		7年発生庁舎等災害復旧費	372,000
	4 農林水産業施設 災害復旧費		2,031,996
		令和6年能登半島地震 農地・農業用施設 災害復旧受託事業費	500,000
		令和6年能登半島地震 林地荒廃防止施設災害復旧費	500,000
		令和6年奥能登豪雨 林地荒廃防止施設災害復旧費	800,000
		令和6年能登半島地震 県有林道災害復旧費	111,996

款	項	事業名	金額
	5 土木施設 災害復旧費	令和6年能登半島地震災害復旧費	千円 120,000
			32,377,496
		4年発生土木施設災害復旧費	66,141
		令和6年能登半島地震災害復旧費	22,641,820
		令和6年奥能登豪雨災害復旧費	6,920,000
		7年発生土木施設災害復旧費	2,549,535
		7年発生港湾災害復旧費	200,000
合 計			57,688,399

議案第 2 号

令和 7 年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第 2 号)

令和 7 年度の石川県公営競馬特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,068千円を追加し、歳入歳出それぞれ31,063,018千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 7 年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

令和 7 年12月 2 日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和7年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 収 益 事 業 収 入		千円 29,709,199	千円 18,068	千円 29,727,267
	1 収 益 事 業 収 入	29,709,199	18,068	29,727,267
歳 入 合 計		31,044,950	18,068	31,063,018

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 営 競 馬 費		千円 31,044,950	千円 18,068	千円 31,063,018
	1 公 営 競 馬 費	30,991,676	18,068	31,009,744
歳 出 合 計		31,044,950	18,068	31,063,018

議案第 3 号

令和 7 年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度の石川県港湾整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定による債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 12 月 2 日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
金 沢 港 引 船 管 理 費		千円	令 和 8 年 度	千円 30,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 港湾災害復旧費			千円 400,000
	1 港湾災害復旧費		400,000
		令和6年能登半島地震 単 港 湾 災 害 復 旧 費	400,000
合 計			400,000

議案第 4 号

令和 7 年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 7 年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	27,717,156 千円	307,378 千円	28,024,534 千円	
第 1 項 医 業 費 用	27,314,380 千円	307,378 千円	27,621,758 千円	

(債務負担行為)

第 3 条 予算第 5 条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎管理等 業務委託費	令和 8 年度	652,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 8 条中「11,284,827 千円」を「11,592,205 千円」に改める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

石川県知事 馳 浩

議案第 5 号

令和 7 年度石川県立こころの病院事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度の石川県立こころの病院事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 7 年度石川県立こころの病院事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
科	目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款	病 院 事 業 費 用	3,594,341千円	69,442千円	3,663,783千円
第 1 項	医 業 費 用	3,525,643千円	69,442千円	3,595,085千円

第 3 条 予算第 9 条を予算第 10 条とし、予算第 8 条を予算第 9 条とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 7 条中「2,467,627千円」を「2,537,069千円」に改め、同条を予算第 8 条とする。

第 5 条 予算第 6 条を予算第 7 条とし、予算第 5 条を予算第 6 条とし、予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医 事 等 業 務 委 託 費	自 令和 8 年度 至 令和 10 年度	400,000千円
庁 舎 管 理 等 業 務 委 託 費	令 和 8 年 度	63,000千円

令和 7 年 12 月 2 日 提出

石川県知事 馳 浩

議案第 6 号

令和 7 年度石川県流域下水道事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度の石川県流域下水道事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 7 年度石川県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条中(4)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(4) 主要な建設改良事業			
流域下水道建設事業費	1,436,363千円	407千円	1,436,770千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 流域下水道事業費用	2,837,907千円	1,221千円	2,839,128千円
第 1 項 営 業 費 用	2,722,644千円	1,221千円	2,723,865千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「369,773千円」を「370,180千円」に、「343,912千円」を「293,342千円、減債積立金41,346千円」に、「25,861千円」を「35,492千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資 本 的 支 出	1,797,773千円	407千円	1,798,180千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,436,363千円	407千円	1,436,770千円

第 5 条 予算第 9 条を予算第 10 条とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 8 条中「77,359千円」を「78,987千円」に改め、同条を予算第 9 条とする。

第7条 予算第7条を予算第8条とし、予算第6条を予算第7条とし、予算第5条を予算第6条とし、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
加賀沿岸流域下水道 管 理 費	自 令和8年度 至 令和12年度	2,284,000千円
犀川左岸流域下水道 管 理 費	自 令和8年度 至 令和12年度	2,481,000千円

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

議案第 7 号

令和 7 年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 7 年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 7 年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
科	目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款	水道用水供給事業費用	5,560,979千円	12,280千円	5,573,259千円
第 1 項	営 業 費 用	5,449,916千円	12,280千円	5,462,196千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 9 条中「481,378千円」を「493,658千円」に改める。

令和 7 年12月 2 日提出

石川県知事 馳 浩

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十二月二日提出

石川県知事 馳 浩

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「四十一万六千六百元」を「四十一万七千六百元」に改め、同項第二号中「五万六千六百元」を「五万二千六百元」に改め、同項第三号中「五万八千六百元」を「五万三千六百元」に改める。

第十七条第一項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「二万千円」を「二万二千五百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項ただし書中「六千六百元」を「七千五百円」に、「三万五千五百円」を「三万三千七百五十円」に、「一万千五百円」を「一万五千五百円」に改める。

第十九条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の職号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	196,400	242,800	277,200	310,800	333,700	368,000	422,000	473,400	527,000
	2	197,500	244,100	278,200	312,300	335,500	369,700	424,000	478,700	533,700
	3	198,700	245,500	279,200	313,700	337,300	371,300	425,900	483,600	538,800
	4	199,800	246,900	280,200	315,100	339,000	372,900	427,700	488,300	543,000
	5	200,900	248,300	281,200	316,500	340,700	374,500	429,500	492,300	546,400
	6	202,600	249,700	282,200	317,600	342,400	376,300	431,300	495,700	549,700
	7	204,300	251,100	283,100	318,600	344,100	377,800	433,100	498,600	552,600
	8	205,900	252,500	284,100	319,800	345,700	379,400	434,900	501,100	555,100
	9	207,400	253,900	285,100	321,000	347,300	380,700	436,500	503,100	557,100
	10	209,100	255,100	286,100	322,600	349,000	382,300	438,000		
	11	210,700	256,400	287,100	324,200	350,700	383,900	439,500		
	12	212,300	257,700	288,100	325,800	352,300	385,400	441,000		
	13	213,800	258,900	289,100	327,200	353,800	387,300	442,500		
	14	215,500	260,100	290,400	328,800	355,400	389,200	443,800		
	15	217,200	261,300	291,700	330,500	357,000	391,100	445,100		
	16	218,900	262,500	292,900	332,100	358,500	393,000	446,300		
	17	220,100	263,600	294,100	333,500	359,900	394,500	447,500		
	18	221,700	264,700	295,400	335,200	361,700	396,300	448,800		
	19	223,300	265,800	296,600	336,800	363,300	398,000	450,100		
	20	224,800	267,000	297,900	338,400	364,900	399,600	451,300		
	21	226,300	267,900	298,900	339,800	366,000	401,300	452,500		
	22	227,900	268,900	300,100	341,500	367,500	402,700	453,300		
	23	229,500	269,900	301,300	343,200	369,000	404,100	454,100		
	24	231,100	270,900	302,600	344,800	370,500	405,500	455,000		
	25	232,700	271,900	303,900	346,000	372,200	406,900	455,600		
	26	234,400	272,800	304,900	347,900	374,000	408,100	456,200		
	27	235,800	273,600	305,900	349,600	375,600	409,300	456,800		
	28	237,100	274,500	306,900	351,200	377,300	410,300	457,400		
	29	238,400	275,300	308,000	352,700	378,700	411,400	458,100		
	30	239,500	276,100	309,200	354,300	380,000	412,600	458,900		
	31	240,600	276,900	310,300	355,900	381,200	413,700	459,300		
	32	241,700	277,600	311,500	357,500	382,600	414,800	460,000		
	33	242,800	278,300	312,600	359,200	383,700	415,500	460,500		
	34	243,700	279,100	313,900	361,100	384,600	416,200	460,900		
	35	244,600	279,900	315,200	362,900	385,600	416,800	461,300		
	36	245,600	280,500	316,500	364,700	386,600	417,500	461,700		

37	246,600	281,200	317,700	366,200	387,400	418,100	462,100
38	247,500	282,000	319,000	367,600	388,300	418,700	462,400
39	248,400	282,700	320,300	369,000	389,200	419,200	462,700
40	249,200	283,400	321,600	370,400	390,000	419,600	463,000
41	250,000	284,100	322,900	371,900	390,800	420,000	463,300
42	250,700	284,800	324,100	372,700	391,600	420,200	463,600
43	251,300	285,500	325,400	373,600	392,500	420,500	463,900
44	251,900	286,200	326,500	374,600	393,200	420,800	464,200
45	252,600	286,900	327,400	375,500	393,900	421,100	464,500
46	253,200	287,500	328,700	376,600	394,600	421,400	
47	253,800	288,200	330,100	377,500	395,300	421,700	
48	254,400	288,800	331,400	378,500	396,000	422,000	
49	254,900	289,500	332,500	379,400	396,500	422,200	
50	255,500	290,100	333,800	380,100	397,100	422,500	
51	256,100	290,800	335,000	380,800	397,700	422,700	
52	256,600	291,500	336,200	381,400	398,400	423,000	
53	257,000	292,000	337,500	381,800	398,800	423,300	
54	257,400	292,600	338,500	382,400	399,400	423,600	
55	257,700	293,200	339,600	383,000	400,000	423,900	
56	258,000	293,900	340,700	383,700	400,500	424,200	
57	258,300	294,500	341,400	384,000	400,900	424,400	
58	258,600	295,100	342,300	384,700	401,500	424,700	
59	258,900	295,700	343,000	385,400	402,100	425,000	
60	259,200	296,400	343,800	386,000	402,600	425,200	
61	259,500	297,000	344,600	386,300	403,000	425,400	
62	259,800	297,600	345,000	386,800	403,500	425,700	
63	260,100	298,200	345,500	387,400	404,000	426,000	
64	260,400	298,700	346,200	388,000	404,600	426,200	
65	260,700	299,200	347,000	388,300	404,900	426,400	
66	261,000	299,800	347,700	388,900	405,300	426,700	
67	261,300	300,300	348,400	389,600	405,600	427,000	
68	261,600	300,900	349,000	390,200	406,000	427,200	
69	261,900	301,300	349,500	390,600	406,300	427,400	
70	262,200	301,800	350,100	391,100	406,600	427,700	
71	262,500	302,300	350,600	391,700	406,900	428,000	
72	262,800	302,900	351,200	392,300	407,100	428,200	
73	263,100	303,400	351,500	392,800	407,300	428,400	
74	263,400	303,800	352,000	393,400	407,600		
75	263,700	304,100	352,300	393,800	407,900		
76	264,000	304,400	352,700	394,100	408,100		
77	264,300	304,600	353,100	394,500	408,300		
78	264,600	304,900	353,600	395,000	408,600		
79	264,900	305,100	354,100	395,400	408,900		
80	265,200	305,400	354,600	395,800	409,100		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

81	305,600	354,900	396,200	409,300
82	305,800	355,300	396,700	409,600
83	306,100	355,700	397,100	409,900
84	306,300	356,100	397,500	410,100
85	306,600	356,400	397,800	410,300
86	306,800	356,800		
87	307,100	357,200		
88	307,400	357,600		
89	307,700	357,800		
90	308,000	358,200		
91	308,300	358,600		
92	308,600	359,000		
93	308,800	359,200		
94	309,000	359,500		
95	309,300	359,900		
96	309,700	360,200		
97	309,900	360,600		
98	310,200	361,000		
99	310,500	361,400		
100	310,900	361,800		
101	311,100	362,300		
102	311,400	362,700		
103	311,700	363,100		
104	312,000	363,500		
105	312,200	364,000		
106	312,500	364,400		
107	312,800	364,700		
108	313,100	365,000		
109	313,300	365,400		
110	313,600			
111	314,000			
112	314,300			
113	314,500			
114	314,700			
115	315,000			
116	315,400			
117	315,600			
118	315,800			
119	316,100			
120	316,400			
121	316,700			
122	316,900			
123	317,200			
124	317,500			

125	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	317,800		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		200,900	228,500	270,400	291,000	306,700	333,000	376,000	410,500	463,900	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条、第25条の2及び附則第18項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の職 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	226,300	247,400	270,500	309,200	345,200	366,900	398,000	434,500	481,300
	2	228,700	249,600	272,400	310,200	346,700	368,600	399,700	436,100	487,400
	3	231,100	251,800	274,500	311,100	348,100	370,300	401,300	437,600	492,300
	4	233,500	254,000	276,600	312,000	349,600	371,900	403,000	439,100	496,500
	5	235,900	256,200	278,600	312,600	351,100	373,500	404,500	440,600	500,500
	6	238,300	258,200	279,900	313,300	352,500	375,200	406,100	442,200	503,900
	7	240,700	260,200	281,200	313,900	353,800	376,800	407,700	443,600	506,800
	8	242,900	262,000	282,500	314,600	355,100	378,300	409,300	445,000	509,300
	9	245,100	263,800	283,800	315,200	356,400	379,800	410,800	446,100	511,500
	10	247,200	265,500	285,100	315,900	358,000	381,400	412,400	447,500	
	11	249,300	267,300	286,300	316,600	359,600	383,000	414,000	449,000	
	12	251,300	268,700	287,500	317,200	361,300	384,600	415,600	450,500	
	13	253,200	270,100	288,700	317,900	362,700	386,200	417,100	451,800	
	14	255,200	271,900	289,700	318,600	364,300	387,800	419,100	453,500	
	15	257,200	273,200	290,700	319,200	365,800	389,400	421,100	455,200	
	16	258,800	274,600	292,100	320,000	367,300	391,000	423,100	456,800	
	17	260,400	276,000	293,200	320,700	368,800	392,700	424,700	458,200	
	18	261,900	277,200	294,300	321,500	370,400	394,300	426,400	459,900	
	19	263,400	278,400	295,400	322,500	371,900	395,900	428,000	461,600	
	20	264,900	279,500	296,500	323,300	373,400	397,500	429,700	463,200	
	21	266,400	280,800	297,700	324,200	374,900	399,000	431,300	464,600	
	22	268,000	281,900	298,400	325,400	376,500	400,600	432,800	465,300	
	23	269,500	283,100	298,900	326,700	378,100	402,300	434,300	466,000	
	24	271,000	284,200	299,500	328,000	379,700	404,000	435,700	466,700	
	25	272,500	285,500	299,900	329,300	381,100	405,700	436,900	467,100	
	26	273,700	286,800	300,500	330,800	382,800	407,700	438,400	467,600	
	27	274,900	288,000	301,000	332,100	384,500	409,500	439,900	468,200	
	28	276,100	289,200	301,500	333,100	386,100	411,400	441,300	468,800	
	29	277,300	290,100	301,900	334,000	387,700	413,100	442,800	469,400	
	30	278,400	291,100	302,500	335,200	389,300	414,500	444,100	470,100	
	31	279,500	292,200	303,000	336,300	390,900	415,700	445,300	470,600	
	32	280,600	293,200	303,500	337,400	392,600	417,000	446,500	471,100	
	33	281,900	294,400	304,000	338,500	394,300	418,000	447,500	471,600	
	34	283,200	295,000	304,600	339,700	396,300	419,100	448,200	471,900	
	35	284,400	295,600	305,000	340,900	398,300	420,100	448,900	472,200	
	36	285,700	296,200	305,400	341,900	400,300	421,100	449,600	472,600	

37	286,600	296,600	305,900	343,000	402,000	422,200	450,100	472,900
38	287,600	297,200	306,500	344,200	403,700	423,400	450,500	473,100
39	288,700	297,900	307,100	345,400	405,200	424,500	450,900	473,400
40	289,800	298,400	307,600	346,600	406,700	425,600	451,200	473,600
41	291,000	298,800	308,200	347,700	407,900	426,800	451,500	473,900
42	291,600	299,400	308,900	348,800	408,900	427,600	451,800	474,100
43	292,200	300,000	309,600	350,000	409,900	428,400	452,100	474,300
44	292,700	300,500	310,200	351,200	410,900	429,000	452,400	474,500
45	293,100	300,900	310,800	352,300	411,900	429,500	452,600	474,900
46	293,600	301,400	311,600	353,600	413,000	430,200	452,900	
47	294,100	301,900	312,400	354,800	414,100	430,900	453,200	
48	294,600	302,400	313,100	356,000	415,200	431,500	453,400	
49	295,000	302,900	313,900	357,200	416,500	432,200	453,700	
50	295,500	303,400	314,900	358,500	417,300	432,600	454,000	
51	296,000	304,000	315,900	359,800	418,100	433,200	454,300	
52	296,500	304,500	316,900	361,200	418,700	433,800	454,700	
53	297,000	305,100	317,900	362,100	419,200	434,200	454,900	
54	297,600	305,700	319,000	363,400	419,900	434,600	455,200	
55	298,100	306,400	320,000	364,600	420,500	435,100	455,400	
56	298,500	307,000	321,000	365,800	421,200	435,600	455,700	
57	299,000	307,600	322,000	366,900	421,500	436,100	455,900	
58	299,500	308,400	323,100	368,200	422,200	436,600	456,200	
59	300,000	309,200	324,200	369,600	422,900	437,000	456,500	
60	300,400	309,900	325,300	371,000	423,500	437,400	456,700	
61	300,900	310,700	326,100	372,300	423,900	437,800	456,900	
62	301,300	311,500	327,200	373,800	424,300	438,100	457,200	
63	301,800	312,300	328,300	375,300	424,800	438,400	457,500	
64	302,200	313,200	329,500	376,700	425,300	438,700	457,800	
65	302,700	314,000	330,400	377,900	425,800	438,900	458,000	
66	303,200	314,800	331,500	379,300	426,200	439,200	458,300	
67	303,600	315,600	332,600	380,600	426,700	439,500	458,600	
68	304,000	316,400	333,700	382,000	427,200	439,700	458,900	
69	304,500	317,300	334,700	383,100	427,700	439,900	459,100	
70	304,900	318,100	335,800	384,300	428,200	440,200	459,400	
71	305,300	319,000	337,000	385,500	428,800	440,500	459,700	
72	305,800	319,900	338,200	386,700	429,300	440,700	460,000	
73	306,300	320,500	338,900	388,000	429,700	440,900	460,200	
74	306,800	321,400	340,200	389,200	430,300	441,200		
75	307,400	322,300	341,500	390,400	430,700	441,500		
76	307,800	323,100	342,800	391,500	430,900	441,700		
77	308,300	323,700	344,000	392,700	431,200	441,900		
78	308,800	324,600	345,400	393,900	431,700	442,200		
79	309,400	325,500	346,800	395,000	432,000	442,500		
80	310,000	326,500	348,200	396,200	432,300	442,700		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

81	310,500	327,400	349,500	397,300	432,600	442,900
82	311,000	328,400	351,100	397,900	433,000	443,200
83	311,700	329,400	352,600	398,400	433,400	443,500
84	312,300	330,400	354,100	398,900	433,800	443,700
85	312,900	331,300	355,500	399,500	434,100	443,900
86	313,500	332,300	357,000	400,100		
87	314,200	333,300	358,500	400,700		
88	314,900	334,300	359,900	401,300		
89	315,600	335,200	361,300	401,600		
90	316,300	336,500	362,500	402,100		
91	317,000	337,700	363,700	402,600		
92	317,700	338,900	365,000	403,100		
93	318,200	340,100	366,300	403,500		
94	319,100	341,400	367,800	403,900		
95	320,000	342,600	369,300	404,400		
96	320,800	343,800	370,700	404,900		
97	321,500	345,000	372,000	405,300		
98	322,400	346,300	373,200	405,800		
99	323,300	347,500	374,300	406,300		
100	324,200	348,700	375,500	406,700		
101	325,100	350,100	376,600	407,000		
102	326,100	351,000	377,700	407,400		
103	327,100	352,000	378,800	407,800		
104	328,000	353,100	379,900	408,100		
105	328,800	354,200	381,100	408,400		
106	329,500	355,300	381,600	408,900		
107	330,100	356,300	382,200	409,400		
108	330,700	357,300	382,800	409,900		
109	331,200	358,500	383,400	410,200		
110	331,700	359,500	383,900	410,700		
111	332,100	360,600	384,300	411,200		
112	332,600	361,500	384,800	411,700		
113	333,400	362,400	385,200	412,000		
114	334,000	363,300	385,600	412,500		
115	334,700	364,200	386,100	413,000		
116	335,300	365,200	386,600	413,500		
117	335,900	366,200	387,000	413,900		
118	336,600	366,600	387,500	414,400		
119	337,300	367,200	388,100	414,800		
120	338,000	367,800	388,600	415,300		
121	338,600	368,100	388,800	415,700		
122	338,900	368,500	389,300			
123	339,400	368,900	389,800			
124	339,900	369,300	390,200			

125	340,200	369,700	390,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
-----	---------	---------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3 (第3条関係)
教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の職号	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	213,600	260,600	333,600	390,600	466,200
	2	216,000	262,000	335,400	392,200	468,000
	3	218,300	263,400	337,200	393,600	469,800
	4	220,600	264,800	338,900	395,000	471,600
	5	222,800	266,200	340,500	396,400	473,300
	6	225,100	267,500	342,400	397,800	475,000
	7	227,300	268,700	344,300	399,300	476,900
	8	229,500	269,900	346,100	400,700	478,700
	9	231,700	271,200	347,900	402,000	480,400
	10	233,900	272,300	349,900	403,400	482,000
	11	236,200	273,400	351,700	404,900	483,600
	12	238,400	274,600	353,400	406,400	485,100
	13	240,600	275,900	355,100	407,700	486,700
	14	242,700	277,600	356,800	409,200	488,000
	15	244,800	279,300	358,300	410,700	489,400
	16	246,900	281,000	359,900	412,200	490,700
	17	249,000	282,700	361,600	413,600	491,900
	18	250,800	284,700	362,900	415,200	492,500
	19	252,500	286,900	364,100	416,800	493,100
	20	254,200	289,100	365,200	418,300	493,800
	21	255,900	291,300	366,500	419,500	494,400
	22	257,200	293,500	368,100	420,900	
	23	258,500	295,700	369,700	422,300	
	24	259,700	297,900	371,200	423,700	
	25	260,900	299,900	372,600	425,300	
	26	262,100	301,800	374,200	426,700	
	27	263,300	303,700	375,700	428,000	
	28	264,500	305,500	377,200	429,400	
	29	265,600	307,300	378,700	430,800	
	30	266,700	309,200	380,300	432,100	
	31	267,800	311,000	381,900	433,600	
	32	268,800	312,700	383,400	435,100	
	33	269,900	314,400	384,900	436,700	
	34	271,000	316,200	386,500	438,100	
	35	272,200	317,900	388,000	439,700	
	36	273,500	319,500	389,500	441,200	
	37	274,700	321,100	391,000	442,900	
	38	275,800	322,800	392,600	444,400	

定年
前年
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

129	337,400	430,600					84	310,600	394,100	449,800
130	337,700	430,900					85	311,200	395,200	450,500
131	338,000	431,200					86	312,000	396,600	450,900
132	338,200	431,400					87	312,700	397,900	451,300
133	338,400	431,600					88	313,300	399,200	451,700
134	338,600	431,900					89	314,000	400,400	452,100
135	338,800	432,200					90	314,800	401,700	452,400
136	339,100	432,400					91	315,600	402,800	452,700
137	339,400	432,600					92	316,400	404,000	452,900
138	339,600	432,900					93	316,900	405,200	453,200
139	339,900	433,200					94	317,700	406,300	453,500
140	340,200	433,400					95	318,500	407,500	453,800
141	340,400	433,600					96	319,300	408,700	454,000
142	340,600	433,900					97	319,900	410,100	454,200
143	340,900	434,200					98	320,600	411,100	454,500
144	341,100	434,400					99	321,400	412,100	454,900
145	341,400	434,600					100	322,100	413,100	455,100
146	341,600						101	322,900	414,000	455,300
147	341,900						102	323,700	415,000	455,600
148	342,200						103	324,600	416,100	455,900
149	342,400						104	325,400	417,200	456,100
150	342,600						105	326,000	417,900	456,300
151	342,900						106	326,800	418,800	
152	343,200						107	327,600	419,700	
153	343,400						108	328,400	420,600	
							109	329,100	421,400	
							110	329,600	422,200	
							111	329,900	423,000	
							112	330,400	423,900	
							113	330,900	424,500	
							114	331,300	425,200	
							115	331,700	425,900	
							116	332,100	426,600	
							117	332,600	427,200	
							118	333,100	427,700	
							119	333,500	428,000	
							120	334,000	428,300	
							121	334,500	428,600	
							122	334,900	428,900	
							123	335,300	429,200	
							124	335,800	429,400	
							125	336,300	429,600	
							126	336,600	429,900	
							127	336,900	430,200	
							128	337,200	430,400	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに
勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養
教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用
する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事
委員会規則で定めるものの給料月額額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加
算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
定年前任用短時間労働者職員以外の職員	1	213,600	234,700	333,600	363,100	449,500
	2	216,000	237,200	335,400	364,600	450,800
	3	218,300	239,600	337,200	366,100	452,000
	4	220,600	242,100	338,900	367,500	453,300
	5	222,800	244,500	340,500	368,900	454,400
	6	225,100	246,900	342,400	370,200	455,600
	7	227,300	249,300	344,300	371,500	456,800
	8	229,500	251,800	346,100	372,900	458,000
	9	231,700	254,200	347,900	374,300	459,300
	10	233,900	255,800	349,900	375,600	460,500
	11	236,200	257,400	351,700	376,900	461,600
	12	238,400	259,000	353,400	378,100	462,700
	13	240,600	260,600	355,100	379,300	463,900
	14	242,700	262,000	356,800	380,600	464,700
	15	244,800	263,400	358,300	381,800	465,500
	16	246,900	264,800	359,900	383,000	466,400
	17	249,000	266,200	361,600	384,000	467,300
	18	250,800	267,500	362,900	385,200	467,700
	19	252,500	268,700	364,100	386,400	468,200
	20	254,200	269,900	365,200	387,500	468,700
	21	255,900	271,200	366,500	388,500	469,200
	22	257,200	272,300	367,900	389,700	
	23	258,500	273,400	369,300	390,900	
	24	259,700	274,600	370,600	392,100	
	25	260,900	275,900	371,800	393,100	
	26	262,000	277,600	373,200	394,300	
	27	263,100	279,300	374,500	395,400	
	28	264,200	281,000	375,800	396,500	
	29	265,400	282,700	377,000	397,600	
	30	266,600	284,700	378,400	398,800	
	31	267,700	286,900	379,700	400,000	
	32	268,700	289,100	381,000	401,100	
	33	269,800	291,300	382,300	402,100	
	34	270,800	293,500	383,500	403,200	
	35	271,800	295,700	384,600	404,400	
	36	272,900	297,900	385,800	405,600	
	37	274,100	299,900	387,000	406,800	
	38	275,000	301,800	388,200	408,100	
	39	276,000	303,700	389,400	409,200	
	40	277,100	305,500	390,500	410,400	

定年
前
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

[illegible]

別表第4 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の職号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	1	196,800	247,600	340,000	389,700	461,600
	2	197,900	251,900	342,000	391,100	471,800
	3	199,100	254,700	344,000	392,600	481,500
	4	200,200	257,400	345,900	394,000	491,500
	5	201,300	260,000	347,700	395,400	501,400
	6	203,500	261,700	349,700	396,800	511,400
	7	205,700	263,200	351,600	398,100	520,200
	8	207,800	264,700	353,500	399,500	528,100
	9	209,900	266,200	355,200	400,900	535,900
	10	211,900	268,300	356,800	402,400	543,000
	11	213,900	270,200	358,300	403,800	548,300
	12	215,900	272,100	359,900	405,200	552,900
	13	217,900	274,100	361,600	406,500	555,900
	14	219,800	276,300	362,600	408,000	557,900
	15	221,700	278,500	363,600	409,500	
	16	223,500	280,700	364,500	411,000	
	17	225,200	282,800	365,600	412,500	
	18	227,000	285,100	366,800	414,100	
	19	228,800	287,400	368,000	415,700	
	20	230,600	289,800	369,200	417,400	
	21	232,400	292,100	370,400	418,600	
	22	234,200	294,200	371,500	420,000	
	23	236,000	296,300	372,500	421,400	
	24	237,700	298,400	373,500	422,700	
	25	239,400	300,400	374,600	424,100	
	26	241,500	302,300	375,600	425,400	
	27	243,400	304,200	376,500	426,900	
	28	245,300	306,100	377,500	428,400	
	29	247,200	308,000	378,400	429,600	
	30	248,300	309,500	379,200	430,800	
	31	249,400	311,000	380,000	432,400	
	32	250,500	312,500	380,800	433,900	
	33	251,900	314,000	381,500	435,200	
	34	253,200	315,500	382,200	436,600	
	35	254,600	317,000	383,000	438,000	
	36	256,000	318,400	383,800	439,400	
	37	257,400	319,800	384,500	440,800	
	38	258,900	320,700	385,200	442,200	
	39	260,400	321,600	386,000	443,600	

40	262,000	322,400	386,800	445,000
41	263,400	323,100	387,600	446,100
42	264,700	323,600	388,800	447,400
43	266,100	324,100	390,000	448,800
44	267,600	324,500	391,200	450,100
45	269,100	324,900	392,000	450,900
46	270,400	325,400	393,000	451,700
47	271,600	325,900	393,800	452,600
48	272,800	326,300	394,500	453,500
49	274,000	326,700	395,200	454,300
50	275,100	327,100	395,900	455,200
51	276,200	327,400	396,500	455,800
52	277,300	327,900	397,100	456,600
53	278,300	328,300	397,700	457,000
54	279,400	328,700	398,400	457,600
55	280,400	329,100	399,200	458,100
56	281,400	329,500	400,000	458,600
57	282,400	329,900	400,600	459,100
58	283,100	330,200	401,400	
59	283,600	330,600	402,100	
60	284,200	330,900	402,800	
61	284,800	331,300	403,400	
62	285,400	331,800	404,100	
63	286,000	332,400	404,700	
64	286,500	332,900	405,400	
65	287,100	333,300	406,100	
66	287,600	333,900	406,700	
67	288,200	334,400	407,300	
68	288,700	335,000	408,000	
69	289,300	335,500	408,700	
70	290,000	336,000	409,200	
71	290,600	336,500	409,800	
72	291,200	337,100	410,400	
73	291,800	337,600	410,900	
74	292,400	338,300	411,500	
75	293,000	339,000	412,100	
76	293,700	339,700	412,600	
77	294,300	340,300	413,100	
78	295,000	340,900	413,600	
79	295,700	341,600	414,100	
80	296,200	342,300	414,800	
81	296,800	343,000	415,200	
82	297,400	343,700		
83	298,200	344,300		
84	298,800	344,900		

定年
前年
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

別表第5（第3条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	306,600	416,900	471,800	568,000
	2	308,900	419,600	473,800	574,100
	3	311,200	422,200	475,700	579,200
	4	313,400	424,700	477,600	584,000
	5	315,500	427,000	479,000	588,300
	6	319,000	429,200	480,700	592,600
	7	322,500	431,200	482,500	596,000
	8	325,900	433,300	484,300	598,900
	9	329,400	435,400	486,200	601,400
	10	332,900	436,900	487,900	603,700
	11	336,300	438,400	489,700	
	12	339,700	439,900	491,500	
	13	343,100	441,300	493,300	
	14	346,600	442,700	495,000	
	15	350,000	444,200	496,800	
	16	353,400	445,600	498,600	
	17	356,800	446,900	500,400	
	18	359,900	448,400	502,300	
	19	363,200	449,800	504,200	
	20	366,400	451,200	506,100	
	21	369,700	452,500	508,000	
	22	372,800	454,000	509,700	
	23	375,900	455,500	511,500	
	24	378,900	456,900	513,300	
	25	382,000	458,300	514,900	
	26	384,300	459,700	516,700	
	27	386,600	461,000	518,600	
	28	388,800	462,400	520,100	
	29	390,700	463,800	521,500	
	30	392,500	465,100	523,200	
	31	394,200	466,500	525,000	
	32	396,000	467,900	526,700	
	33	397,700	469,200	528,200	
	34	399,500	470,600	529,500	
	35	401,100	471,900	530,800	
	36	402,400	473,300	532,100	
	37	403,800	474,700	533,100	
	38	405,200	476,400	534,400	

85	299,300	345,400			
86	299,900	345,900			
87	300,600	346,300			
88	301,200	346,700			
89	301,700	347,000			
90	302,300	347,500			
91	303,000	347,800			
92	303,600	348,200			
93	304,200	348,500			
94	304,800	348,800			
95	305,400	349,200			
96	306,000	349,600			
97	306,300	350,100			
98	306,800	350,600			
99	307,400	351,100			
100	307,900	351,600			
101	308,300	352,100			
102	308,700	352,600			
103	309,000	353,000			
104	309,400	353,500			
105	309,800	353,900			
106	310,200	354,300			
107	310,600	354,800			
108	310,900	355,200			
109	311,100	355,700			
110	311,500	356,100			
111	311,800	356,500			
112	312,000	356,900			
113	312,300	357,400			
114	312,600	357,800			
115	312,900	358,200			
116	313,200	358,600			
117	313,400	359,100			
118	313,700	359,500			
119	313,900	359,900			
120	314,200	360,300			
121	314,500	360,800			
定年前任用期間勤務員	基準給料月額	円	基準給料月額	円	基準給料月額
	230,900	274,300	300,200	344,100	404,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会等指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

議案第八号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

	84	85	508,000		508,500	
			基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
定年 前任用 短時間勤務職 員			313,900	357,600	414,100	490,100

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

39	406,600	478,000	535,700
40	408,000	479,500	537,000
41	409,500	481,100	538,000
42	410,200	482,300	538,800
43	410,800	483,400	539,600
44	411,400	484,500	540,400
45	412,200	485,500	541,300
46	412,800	486,500	542,100
47	413,400	487,400	542,900
48	413,900	488,200	543,600
49	414,400	488,900	544,400
50	414,800	489,600	545,200
51	415,300	490,300	545,900
52	415,700	490,900	546,800
53	416,100	491,500	547,700
54	416,400	492,200	548,500
55	416,700	492,800	549,500
56	417,100	493,400	550,400
57	417,400	493,700	551,200
58	417,800	494,300	552,000
59	418,100	494,900	552,800
60	418,500	495,600	553,500
61	418,900	496,000	554,300
62	419,200	496,600	555,200
63	419,500	497,300	556,100
64	419,800	498,000	557,000
65	420,100	498,400	557,800
66		499,000	558,700
67		499,600	559,600
68		500,100	560,500
69		500,600	561,300
70		501,100	562,200
71		501,600	563,100
72		502,100	564,000
73		502,500	564,800
74		503,000	
75		503,400	
76		503,800	
77		504,300	
78		504,900	
79		505,400	
80		505,800	
81		506,300	
82		506,900	
83		507,500	

ロ 医療職給料表 (二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	1	201,600	240,600	275,300	294,200	327,300	373,500	428,600
2	2	203,700	241,900	276,100	295,000	328,700	375,200	430,500
3	3	205,900	243,200	276,800	296,400	330,200	376,800	432,500
4	4	208,000	244,500	277,600	296,400	331,600	378,400	434,300
5	5	210,000	245,700	278,400	297,100	333,000	379,900	436,100
6	6	212,000	246,800	279,200	297,900	334,600	381,500	437,700
7	7	214,000	247,800	280,000	298,600	336,100	383,100	439,300
8	8	215,800	248,700	280,700	299,300	337,600	384,700	440,800
9	9	217,600	249,800	281,400	300,100	339,000	386,300	442,300
10	10	219,500	250,900	282,200	300,800	340,600	388,300	443,600
11	11	221,400	252,000	283,000	301,600	342,100	390,300	444,900
12	12	223,500	253,200	283,800	302,200	343,600	392,400	446,200
13	13	225,200	254,400	284,600	302,800	345,000	393,800	447,500
14	14	227,200	255,600	285,400	303,900	346,600	395,500	448,700
15	15	229,400	256,800	286,100	305,000	348,100	397,200	449,900
16	16	231,500	257,900	286,900	306,200	349,600	398,900	451,000
17	17	233,600	258,900	287,700	307,300	351,100	400,600	452,200
18	18	234,700	259,900	288,500	308,500	352,700	402,100	453,300
19	19	235,800	261,000	289,300	309,600	354,300	403,600	454,500
20	20	236,900	262,000	290,000	310,800	355,800	405,100	455,800
21	21	238,000	263,100	290,800	312,000	357,100	406,400	456,900
22	22	238,800	264,000	291,700	313,200	358,600	407,700	457,700
23	23	239,700	264,800	292,600	314,400	360,100	409,000	458,100
24	24	240,500	265,600	293,300	315,500	361,700	410,100	458,800
25	25	241,400	266,400	294,000	316,700	363,100	411,200	459,300
26	26	242,300	267,300	294,900	317,900	364,600	412,300	459,700
27	27	243,200	268,100	295,800	319,000	366,100	413,400	460,100
28	28	244,100	268,900	296,500	320,200	367,500	414,500	460,500
29	29	244,900	269,600	297,300	321,400	368,900	415,300	460,900
30	30	245,700	270,400	298,400	322,600	370,500	416,100	461,300
31	31	246,400	271,200	299,300	323,800	371,900	416,800	461,600
32	32	247,200	272,000	300,300	325,000	373,400	417,600	461,900
33	33	247,900	272,800	301,300	326,100	374,600	418,000	462,200
34	34	248,500	273,600	302,400	327,200	375,700	418,600	462,500
35	35	249,200	274,200	303,400	328,400	376,900	419,100	462,800
36	36	249,900	275,000	304,300	329,700	378,000	419,500	463,100
37	37	250,600	275,900	305,300	330,900	379,000	419,900	463,400
38	38	251,200	276,700	306,300	332,100	379,800	420,100	
39	39	251,800	277,500	307,300	333,400	380,700	420,400	

40	252,400	278,200	308,300	334,600	381,800	420,700
41	253,000	278,900	309,200	335,500	382,800	421,000
42	253,600	279,700	310,400	336,700	383,800	421,300
43	254,200	280,500	311,500	337,900	384,800	421,600
44	254,700	281,200	312,600	339,100	385,700	421,900
45	255,100	281,900	313,600	340,000	386,500	422,100
46	255,700	282,700	314,700	341,000	387,300	422,400
47	256,100	283,500	315,800	342,000	388,200	422,700
48	256,500	284,200	316,800	342,900	389,000	423,000
49	256,900	284,900	317,900	343,800	389,500	423,300
50	257,400	285,600	318,900	344,700	390,300	423,500
51	257,900	286,200	320,000	345,700	391,100	423,800
52	258,400	286,900	321,100	346,600	392,000	424,100
53	258,700	287,600	322,100	347,100	392,400	424,300
54	259,000	288,200	323,100	348,000	393,100	
55	259,300	288,900	324,100	348,700	393,800	
56	259,600	289,500	325,100	349,600	394,400	
57	259,900	290,200	326,000	350,300	394,800	
58	260,200	290,900	327,000	350,600	395,300	
59	260,500	291,600	328,000	351,000	395,900	
60	260,800	292,200	328,900	351,600	396,500	
61	261,100	292,700	329,900	352,200	396,900	
62	261,400	293,300	330,600	352,900	397,400	
63	261,700	294,000	331,300	353,600	397,900	
64	262,000	294,600	331,900	354,200	398,400	
65	262,300	295,100	332,500	354,900	399,000	
66	262,600	295,700	333,200	355,400	399,500	
67	262,900	296,400	333,800	356,000	400,100	
68	263,200	297,000	334,400	356,600	400,700	
69	263,500	297,600	335,000	356,900	401,200	
70	263,800	298,300	335,200	357,400	401,700	
71	264,100	298,900	335,600	357,800	402,100	
72	264,300	299,500	336,100	358,300	402,500	
73	264,500	300,100	336,700	358,800	402,800	
74	264,800	300,600	337,200	359,300	403,300	
75	265,100	301,000	337,700	359,800	403,700	
76	265,300	301,400	338,100	360,200	404,100	
77	265,500	301,700	338,700	360,600	404,500	
78	265,800	302,000	339,200	360,900		
79	266,100	302,200	339,600	361,100		
80	266,300	302,500	340,100	361,400		
81	266,600	302,800	340,600	361,900		
82	266,900	303,000	340,900	362,200		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		267,200 267,400 267,600	303,300 303,600 303,800 304,000 304,200 304,400 304,800 305,000 305,200 305,400 305,800 306,000 306,200 306,500 306,800 307,000 307,200 307,500 307,800 308,000 308,200 308,500 308,800	341,100 341,400 341,800 342,200 342,500 342,800 343,100 343,300 343,700 344,000 344,200 344,500 344,800 345,000 345,200 345,500 345,800 346,000 346,200 346,400 346,800 347,000 347,200 347,500 347,900 348,300	362,500 362,800 363,200 363,500 363,800 364,100 364,500 364,800 365,000 365,300 365,600 366,000 366,400 366,800 367,300 367,700 368,100 368,500 369,000	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
83											
84											
85											
86											
87											
88											
89											
90											
91											
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
備考	この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。	201,900	228,600	258,100	272,200	298,800	341,100	384,600	円	円	円

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	給 号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
		1	222,400	255,500	294,800	308,300	331,900	374,600	429,900
		2	224,300	257,600	295,300	308,800	332,900	376,300	432,100
		3	226,100	259,800	295,800	309,300	333,900	378,000	434,300
		4	227,800	262,000	296,300	309,800	334,800	379,700	436,400
		5	229,500	264,200	296,700	310,300	335,800	381,500	438,300
		6	231,400	265,200	297,200	310,800	337,000	383,500	440,200
		7	233,200	266,000	297,700	311,400	338,200	385,500	442,000
		8	234,900	267,000	298,200	311,800	339,400	387,500	443,900
		9	236,700	267,800	298,600	312,300	340,300	389,200	445,600
		10	238,600	268,900	299,100	312,800	341,500	391,300	447,200
		11	240,500	270,000	299,600	313,400	342,600	393,500	449,000
		12	242,400	270,900	300,100	313,900	343,700	395,500	450,600
		13	244,200	271,700	300,500	314,300	344,700	397,400	451,900
		14	246,200	272,400	301,000	314,900	345,800	399,000	453,200
		15	248,200	273,100	301,400	315,600	346,900	400,800	454,900
		16	250,200	273,900	301,900	316,200	348,000	402,600	456,500
		17	252,200	275,000	302,400	316,800	349,100	404,300	458,200
		18	254,200	275,900	302,800	317,700	350,200	406,000	459,800
		19	256,300	276,800	303,300	318,500	351,300	408,000	461,300
		20	258,300	277,700	303,700	319,400	352,400	409,700	462,700
		21	260,200	278,700	304,200	320,200	353,500	411,400	463,800
		22	261,400	279,700	304,600	321,100	354,700	413,100	465,100
		23	262,500	280,600	305,100	322,000	355,800	414,900	466,400
		24	263,600	281,600	305,500	322,800	356,900	416,700	467,900
		25	264,700	282,400	306,000	323,600	357,900	418,300	468,900
		26	265,500	283,300	306,600	324,400	359,200	420,000	469,500
		27	266,400	284,200	307,300	325,300	360,600	421,800	470,200
		28	267,300	285,100	308,000	326,200	361,900	423,700	470,800
		29	268,100	286,100	308,700	326,900	363,100	425,200	471,700
		30	268,800	286,800	309,400	328,000	364,600	426,700	472,400
		31	269,500	287,500	310,100	329,100	366,100	428,200	473,200
		32	270,200	288,200	310,900	330,200	367,600	429,500	474,000
		33	271,000	288,800	311,600	331,300	368,800	430,700	474,700
		34	271,600	289,400	312,400	332,300	370,300	431,800	475,400
		35	272,200	289,900	313,100	333,400	371,700	433,000	476,100
		36	272,700	290,300	313,800	334,500	373,100	434,200	476,900
		37	273,300	290,700	314,500	335,600	374,500	435,500	477,700
		38	274,000	291,300	315,300	336,700	375,500	436,600	478,500
		39	274,700	291,800	316,100	337,800	376,900	437,800	479,200

40	275,400	292,200	316,900	338,900	378,200	439,000	479,900
41	276,100	292,600	317,500	339,700	379,500	440,200	480,700
42	276,700	293,100	318,400	340,800	380,900	441,200	
43	277,400	293,500	319,400	341,900	382,200	442,300	
44	278,000	294,000	320,300	342,900	383,500	443,400	
45	278,800	294,500	321,100	343,800	385,000	444,400	
46	279,500	294,900	322,100	344,700	386,200	444,900	
47	280,200	295,400	323,100	345,700	387,300	445,400	
48	280,800	295,800	324,000	346,700	388,500	445,800	
49	281,300	296,300	324,900	347,900	389,600	446,400	
50	281,800	296,700	325,800	349,200	390,500	446,900	
51	282,200	297,200	326,800	350,400	391,500	447,300	
52	282,600	297,700	327,800	351,600	392,500	447,800	
53	282,900	298,200	328,600	352,500	393,100	448,300	
54	283,400	298,600	329,600	353,700	393,900	448,700	
55	283,800	299,100	330,600	354,800	394,700	449,000	
56	284,200	299,500	331,500	356,100	395,500	449,300	
57	284,600	300,000	332,400	357,100	396,200	449,700	
58	285,000	300,700	333,300	358,000	396,900		
59	285,300	301,400	334,300	359,100	397,600		
60	285,600	302,100	335,200	360,300	398,200		
61	286,000	302,800	336,100	361,500	398,800		
62	286,400	303,700	337,200	362,700	399,400		
63	286,800	304,600	338,400	363,900	400,100		
64	287,100	305,300	339,600	364,900	400,700		
65	287,400	306,000	340,300	365,900	401,400		
66	287,800	306,900	341,400	366,900	401,900		
67	288,200	307,700	342,500	368,000	402,500		
68	288,500	308,500	343,400	369,100	403,000		
69	288,900	309,200	344,500	369,900	403,400		
70	289,400	310,100	345,200	371,000	404,000		
71	289,800	311,000	346,300	372,100	404,400		
72	290,100	311,800	347,400	373,100	404,700		
73	290,500	312,700	348,500	373,800	405,000		
74	291,000	313,500	349,700	374,600	405,500		
75	291,500	314,400	350,800	375,400	405,900		
76	292,000	315,300	351,900	376,100	406,200		
77	292,500	316,100	353,000	376,700	406,500		
78	293,000	317,000	354,100	377,200	407,000		
79	293,600	318,000	355,100	377,700	407,500		
80	294,000	318,900	356,200	378,200	407,900		
81	294,500	319,400	357,100	378,800	408,200		
82	294,900	320,200	358,100	379,300	408,600		

83	定年	295,400	321,100	359,000	379,800	409,100
84	前用	295,900	321,900	360,000	380,300	409,500
85	任用	296,300	322,700	361,000	380,700	409,900
86	短時	296,700	323,600	361,800	381,100	
87	勤務	297,200	324,600	362,600	381,700	
88	職務	297,700	325,600	363,400	382,200	
89	員以	298,200	326,500	364,000	382,500	
90	外の	298,700	327,500	364,600	383,000	
91	職	299,200	328,500	365,200	383,300	
92		299,700	329,600	365,800	383,600	
93		300,200	330,400	366,200	384,200	
94		300,600	331,100	366,600	384,700	
95		301,100	331,800	367,100	385,200	
96		301,700	332,400	367,500	385,700	
97		302,300	332,900	368,000	386,300	
98		302,800	333,200	368,400	386,800	
99		303,300	333,700	368,900	387,300	
100		303,800	334,300	369,300	387,700	
101		304,200	334,700	369,600	388,300	
102		304,700	335,200	370,100	388,800	
103		305,100	335,800	370,400	389,300	
104		305,500	336,300	370,700	389,800	
105		305,900	336,700	371,100	390,400	
106		306,300	337,200	371,600	390,800	
107		306,700	337,700	372,100	391,300	
108		307,000	338,200	372,600	391,800	
109		307,200	338,600	373,100	392,500	
110		307,500	338,900	373,600		
111		307,700	339,200	374,100		
112		308,000	339,500	374,500		
113		308,300	339,800	374,900		
114		308,500	340,200	375,300		
115		308,800	340,500	375,800		
116		309,000	340,800	376,300		
117		309,300	341,000	376,700		
118		309,500	341,300	377,200		
119		309,800	341,600	377,700		
120		310,100	341,800	378,200		
121		310,400	342,000	378,500		
122		310,700	342,300			
123		311,000	342,600			
124		311,300	342,900			
125		311,500	343,100			

126	311,700	343,400
127	312,000	343,700
128	312,400	343,900
129	312,600	344,100
130	312,900	344,300
131	313,200	344,600
132	313,600	344,800
133	313,800	345,100
134	314,100	345,500
135	314,400	345,900
136	314,700	346,300
137	314,900	346,600
138	315,200	347,000
139	315,500	347,400
140	315,800	347,800
141	316,000	348,100
142	316,300	348,500
143	316,700	348,800
144	317,000	349,200
145	317,200	349,500
146	317,400	349,900
147	317,700	350,300
148	318,000	350,700
149	318,200	351,000
150	318,400	351,400
151	318,700	351,800
152	319,000	352,200
153	319,400	352,500
154	319,600	
155	319,800	
156	320,100	
157	320,400	
158	320,700	
159	321,000	
160	321,300	
161	321,700	
162	322,000	
163	322,300	
164	322,600	
165	323,000	
166	323,300	
167	323,600	
168	323,900	

定年 前任用 短時間勤務 職員	169	324,300		基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円
		基準 給料月額 円	基準 給料月額 円						
		249,600	270,600	278,200	289,000	306,100	344,700	390,200	

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第8（第22条の6関係）
自動車等使用者通勤手当額表

	片道の使用距離		支給月額
	km以上	km未満	
108	4	4	2,200
110	6	6	4,400
112	8	8	5,200
114	10	10	6,100
116	12	12	7,300
118	14	14	8,500
120	16	16	9,700
	18	18	10,950
	20	20	12,200
	22	22	13,500
	24	24	14,750
	26	26	16,000
	28	28	17,250
	30	30	18,500
	32	32	19,700
	34	34	20,950
	36	36	22,200
	38	38	23,450
	40	40	24,700
	42	42	25,900
	44	44	27,200
	46	46	28,500
	48	48	29,800
	50	50	31,050
	52	52	32,300

別表第八を次のように改める。

33,600	54	52	71,800
34,900	56	54	73,150
36,200	58	56	74,500
37,450	60	58	75,850
38,700	62	60	77,200
40,100	64	62	78,550
41,500	66	64	79,900
42,900	68	66	
44,300	70	68	
45,700	72	70	
47,100	74	72	
48,500	76	74	
49,900	78	76	
51,300	80	78	
52,700	82	80	
54,100	84	82	
55,500	86	84	
56,900	88	86	
58,250	90	88	
59,600	92	90	
61,000	94	92	
62,350	96	94	
63,700	98	96	
65,050	100	98	
66,400	102	100	
67,750	104	102	
69,100	106	104	
70,450	108	106	

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項及び第四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改め、同条第五項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1(第6条関係)
第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額
1	429,000
2	493,000
3	558,000
4	644,000
5	748,000
6	854,000

別表第2(第6条関係)
第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額
1	359,000
2	396,000
3	425,000

別表第3 (第6条関係)
特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	406,000
2	456,000
3	510,000
4	576,000
5	657,000
6	767,000
7	896,000

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第三項及び第四項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改め、同条第五項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の九十」を「百分の八十八・七五」に改める。

(知事、副知事給与条例等の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

- 一 知事、副知事給与条例(昭和二十二年石川県条例第三号)第三条第二項
- 二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(昭和二十二年石川県条例第五十二号)第四条第二項ただし書
- 三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和二十五年石川県条例第十一号)第六条第二項ただし書

第六条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

- 一 知事、副知事給与条例第三条第二項
- 二 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例第四条第二項ただし書
- 三 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例第六条第二項ただし書

(石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正)

第七条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第八条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第八条の二第一項、第十七条第一項、別表第一から別表第五まで及び別表第八の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定（一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員等条例」という。）別表第一から別表第三までの改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員等条例の規定は、令和七年四月一日から適用する。
- 3 第一条の規定（給与条例第十九条第二項及び第三項並びに第二十条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員等条例第八条第三項から第五項までの改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員等条例の規定、第五条の規定による改正後の知事、副知事給与条例（附則第五項において「改正後の知事、副知事給与条例」という。）、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例（同項において「改正後の教育長給与等条例」という。）及び識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例（同項において「改正後の監査委員給与等条例」という。）の規定並びに第七条の規定による改正後の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例（附則第六項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第一条の規定による改正後の給与条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）又は第三条の規定による改正後の任期付研究員等条例（以下この項において「改正後の任期付研究員等条例」という。）の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の任期付研究員等条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 改正後の知事、副知事給与条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定を適用する場合には、第五条の規定による改正前の知事、副知事給与条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例又は識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の知事、副知事給与条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第七条の規定による改正前の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の議員報酬等条例の規定による給与の内払とみなす。

(会計年度任用職員の報酬等に関する特例)

- 7 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第十三号）

第二条第一項の第一号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者に限る。以下この項において同じ。）に同条第一項の報酬（同条第三項に規定する初任給調整手当及び宿日直手当に相当する報酬に限る。）及び同条例第四条第一項第一号に掲げるときの費用弁償を支給する場合並びに同条例第二条第四項の規定により第一号会計年度任用職員の報酬の基本額を決定する場合並びに同条例第五条第一項の第二号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める者に限る。以下この項において同じ。）に同条第一項の初任給調整手当、通勤手当及び宿日直手当を支給する場合並びに同条第三項の規定により第二号会計年度任用職員の給料の額を決定する場合における附則第二項の規定の適用については、同項中「令和七年四月一日」とあるのは、「令和七年十二月一日」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 8 附則第四項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

提案理由

石川県人事委員会の令和七年十月十七日付け勧告等に鑑み、一般職の職員の給料、初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九号

石川県手数料条例の一部を改正する条例について

石川県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十二月二日提出

石川県知事 馳 浩

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表十二の二の項Ⅰの金額の欄を次のように改める。

- イ 少額領収書等の写しを複写機により用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 用紙一枚につき 十円
- ロ 少額領収書等の写しをスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下この項において同じ。）により読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。）を光ディスク（日本産業規格Ⅹ〇六〇六及びⅩ六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク一枚につき百円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた金額
- ハ 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ⅹ六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク一枚につき百二十円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた金額
- ニ 少額領収書等の写しに係る写しの交付を石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年石川県条例第三十二号。以下この項において「情報通信技術利用条例」という。）第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法 少額領収書等の写し一枚につき 十円

別表十二の二の項Ⅰの備考の欄中「用紙の画面に複写機により複写して写しを作成する場合について」を「少額領収書等の写しを用紙の画面に複写する場合」に改め、同項２中「規定する収支報告書等」を「規定する収支報告閲覧対象文書（法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、法第十四条第一項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面、法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書又は法第十九条の十四の二第四項の規定による確認書をいう。以下この項において同じ。）」に「収支報告書等の写しの交付手数料」を「収支報告閲覧対象文書の写しの交付手数料」に改め、同項２の金額の欄を次のように改める。

- イ 収支報告閲覧対象文書を複写機により用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 用紙一枚につき 十円

- ロ 収支報告閲覧対象文書をスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク一枚につき百円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた金額
- ハ 収支報告閲覧対象文書をスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク一枚につき百二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた金額
- ニ 収支報告閲覧対象文書の写しの交付を情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法 収支報告閲覧対象文書一枚につき 十円

別表十二の二の項2の備考の欄中「用紙の画面に複写機により複写して写しを作成する場合について」を「収支報告閲覧対象文書を用紙の画面に複写する場合」に改め、同表七十九の項の次のように加える。

七十九の二 政 党助成法（平成六年法律第五号。以下この項において「法」という。）に関する事務	法第三十二条第五項に規定する同条第三項の都道府県提出文書の写しの交付	都道府県提出文書の写しの交付手数料	イ 都道府県提出文書を複写機により用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 用紙一枚につき 十円 ロ 都道府県提出文書をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。ハにおいて同じ。）により読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。ハにおいて同じ。）を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク一枚につき百円に都道府県提出文書一枚ごとに十円を加えた金額 ハ 都道府県提出文書をスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク一枚に	都道府県提出文書を用紙の画面に複写する場合は、当該用紙の片面を一枚として金額を算定する。
---	------------------------------------	-------------------	--	--

			つき百二十円に都道府県提出文書一枚ごとに十円を加えた金額
		二	都道府県提出文書の写しの交付を石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法 都道府県提出文書一枚につき 十円

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

提案理由

政党助成法等の一部改正に伴い、新たに手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）の定めるところにより、令和8年度中に当せん金付証券を総額10,500,000千円の範囲内において発売する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

議案第11号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

施設の名称	指定管理者	指定期間
石川県政記念いのき迎賓館	KCSコンソーシアム 代表者 金沢市南町2番1号 株式会社 北國新聞社 代表取締役社長 小 中 寿一郎 構成員 金沢市南町2番1号 株式会社 ケイ・シイ・エス 代表取締役社長 中 農 卓 也 構成員 金沢市南町2番1号 太平ビルサービス株式会社 代表取締役 狩 野 伸 彌	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
金沢港クルーズターミナル	KCSコンソーシアム 代表者 金沢市南町2番1号 株式会社 北國新聞社 代表取締役社長 小 中 寿一郎 構成員 金沢市南町2番1号 株式会社 ケイ・シイ・エス 代表取締役社長 中 農 卓 也 構成員 金沢市南町2番1号 太平ビルサービス株式会社 代表取締役 狩 野 伸 彌	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

施設の名称	指定管理者	指定期間
石川県立伝統産業工芸館	ナカダ・クラフトプロジェクト 代表者 金沢市湊四丁目48番地 ナカダ株式会社 代表取締役 中野正啓 構成員 白山市倉光十丁目134番地 株式会社 米沢ビルシステムサービス 代表取締役社長 山下竜男	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
加賀沿岸流域下水道	柿本商会・石垣メンテナンスグループ 代表者 金沢市藤江南二丁目28番地 株式会社 柿本商会 代表取締役社長 柿本一如 構成員 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 石垣メンテナンス株式会社 代表取締役社長 石垣真一郎	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
犀川左岸流域下水道（汚泥共同処理施設を除く）	白山市村井町330番地 株式会社 トスマク・アイ 代表取締役 藤井雅之	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
木場潟公園（東園地に限る）	加賀市新保町カ33番地 株式会社 岸グリーンサービス 代表取締役 岸省悟	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第十二号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十二月二日提出

石川県知事 馳 浩

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」が「に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」が「に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期 の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第二十四条第一項中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により、児童福祉施設における子どもの健康管理の円滑な実施を図るため、関係規定を整備する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第十三号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十二月二日提出

石川県知事 馳 浩

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

- 一 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十二号）第四十三條第一項
- 二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十二号）第十条
- 三 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年石川県条例第十五号）第十三條

(いしかわ子ども総合条例の一部改正)

第二条 いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「第三十三條の十」を「第三十三條の十第一項」に改める。

(石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年石川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

(虐待等の禁止)

第十条の二 職員は、園児（法第十四條第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）に対し、法第二十七條の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第十一条第一項中「（法第十四条第六項に規定する幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）」を削る。

第二十三条第一項中「、第十条」を削り、同項の表第十条の項を削る。

附則第七項中「第十三条第六項の」を削り、「同条第五項」を「第十三条第五項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

いしかわ子どもの権利基本条例について

いしかわ子どもの権利基本条例を次のように制定する。

令和七年十二月二日提出

石川県知事 馳 浩

いしかわ子どもの権利基本条例

子どもは、社会の宝であり、一人一人が様々な個性や能力を有するかけがえのない個人として、人々に愛され、信頼されることによって、自分に自信と誇りを持ち、夢や希望を持って安心して健やかに育つことができる。

また、児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、子どもの生命、生存及び発達に対する権利の保障並びに子どもの意見の尊重を原則としており、子どもが生まれながらに有している生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をはじめとした子どもの権利を社会全体で保障することが求められている。

しかしながら、いじめ、児童虐待、子どもの貧困及びヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く状況は深刻であり、こうした困難な状況に直面しても、声を上げられずに我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

子どもがこうした問題の被害者とならず、また、加害者や傍観者にもならないようにするためには、大人はもとより、子ども自らが、子どもの権利について意識を高め、理解を深めることが必要である。とりわけ、子どもが、子どもの権利について理解することにより、自己及び他者が共にかけがえのない個人であることを認識し、支えてくれる全ての人に感謝するとともに、積極的に社会的活動に参画する意欲が高まり、新しい社会を築いていくことができるようになる。そして、大人は、子どもの声に耳を傾け、寄り添っていくことが大切である。今こそ、石川県民が協力し、子どもの権利が保障される社会を実現していかなければならない。

ここに、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法 の精神にのっとり、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに、笑顔あふれる幸せな生活を送ることができる幸福度日本一の石川県の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、県及び市町の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが健やかに幸福な生活を送ることができ

る社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 心身の発達過程にある者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 三 学校関係者等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の職員その他の子どもの教育又は福祉に関連する職務に従事する者をいう。
- 四 子ども・子育て支援団体等 子どもの支援及び子育ての支援を行うことを目的とする団体及び個人をいう。

(基本理念)

第三条 子どもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもを含めた全ての県民が、子どもの権利について意識を高め、理解を深めることができるよう支援すること。
- 二 子どもが自らに自信と誇りを持ち、その能力を培い成長することができる環境を整備すること。
- 三 子どもが自己の権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重するよう支援すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町と連携し、並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民と協力して、子どもの権利に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町の責務)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、国及び県と連携し、地域の実情に応じて、子どもの権利に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子どもの健やかな成長について第一義的な責任を有するとの認識の下に、県、市町その他の関係者から必要な支援を受けながら、子どもが生活のために必要な習慣を身に付けることができるようにするとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(学校関係者等の役割)

第七条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保し、子どもが安心して学び、及び育つことができるよう努めるとともに、子どもが子どもの権利について意識を高め、及び理解を深め、意見を表明し、並びに社会的活動に参画することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

（事業者の役割）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保することができるようにするとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（子ども・子育て支援団体等の役割）

第九条 子ども・子育て支援団体等は、基本理念にのっとり、専門的知識及び経験を活用し、子どもの支援及び子育ての支援を推進するよう努めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第十条 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について意識を高め、理解を深めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（意見表明及び社会参画の促進）

第十一条 県は、全ての子どもがその年齢及び発達程度に応じて意見を表明するとともに、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

（子ども等の意見の施策への反映）

第十二条 県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども及び保護者その他の関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

（広報啓発）

第十三条 県は、県民が子どもの権利について意識を高め、理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

（相談体制の充実）

第十四条 県は、子どもの権利の擁護を図るため、子ども及び保護者その他の関係者からの相談に応ずるための体制の充実を図るものとする。

（権利擁護）

第十五条 県は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備等）

第十六条 県は、子どもの権利に関する施策を推進するための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

2 県は、この条例の施行後、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所

要の措置を講ずるものとする。

提案理由

子どもが健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現に資するため、子どもの権利の保障に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

損害賠償額の決定について

令和7年5月12日発生の事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

1 相手方

2 賠償額 17,830円

3 賠償責任発生の事実

令和7年5月12日午後0時30分頃、石川県立七尾産業技術専門校内において、同校会計年度任用職員水野領が訓練中の同校訓練生

2日間の通院加療を要する被害を与えたもの

に対し

議案第16号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

1 工事の名称 6 災11703号 主要地方道輪島浦上線 道路災害復旧工事（その2）（概略発注対象工事）

2 契約金額 981,750,000円

3 契約の相手方

江口・高藤特定建設工事共同企業体

代表者 小松市殿町二丁目66番地

株式会社 江口組

代表取締役 江口 充

構成員 小松市戸津町ヨ29番地3

高藤建設工業株式会社

代表取締役社長 高藤 友紀

議案第17号

変更請負契約の締結について

変更請負契約を次のとおり締結する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

1 工事の名称 主要地方道 金沢田鶴浜線 地方道改築工事（上棚地区 上棚高架橋P4橋脚工）

2 契約金額 変更前 499,620,000円

変更後 596,860,000円

3 契約の相手方

小倉・池田特定建設工事共同企業体

代表者 羽咋市柳橋町五俣刈5番地

小倉建設株式会社

代表取締役社長 小倉 一夫

構成員 羽咋郡志賀町清水今江ルの19番地の2

池田建設工業株式会社

代表取締役社長 池田 政基

議案第18号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第2回石川県議会定例会において議決された議決第25号「請負契約の締結について」（6災2383号・2384号・2417号 主要地方道大谷狼煙飯田線 道路災害復旧工事（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和7年12月2日

石川県知事 馳 浩

契約金額「1,574,100,000円」を「2,261,081,900円」に改める。

議案第19号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第2回石川県議会定例会において議決された議決第26号「請負契約の締結について」(6災2416号・2448号 主要地方道大谷狼煙飯田線道路災害復旧工事 (概略発注対象工事))のうち、その一部を次のように変更する。

令和7年12月2日

石川県知事 馳 浩

契約金額「914,980,000円」を「1,154,096,900円」に改める。

議案第20号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第2回石川県議会定例会において議決された議決第28号「請負契約の締結について」(6災11743号-2工区 主要地方道内浦柳田線 道路災害復旧工事(概略発注対象工事))のうち、その一部を次のように変更する。

令和7年12月2日

石川県知事 馳 浩

契約金額「737,000,000円」を「1,167,016,400円」に改める。

議案第21号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

1 工事の名称 6 災1240号 二級河川八ヶ川 河川災害復旧工事（1 工区）（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,477,300,000円

3 契約の相手方

安藤ハザマ・宮下特定建設工事共同企業体

代表者 東京都港区東新橋一丁目9番1号

株式会社 安藤・間

代表取締役社長 国谷 一彦

上記代理人 金沢市諸江町27番9号 HORIビル

株式会社 安藤・間金沢営業所

所長 林 直紀

構成員 輪島市門前町走出3の50番地

宮下建設株式会社

代表取締役 宮下 正久

議案第22号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

1 工事の名称 6 災1425号 二級河川小又川外 6 災11676号－15工区 主要地方道能都穴水線 災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,973,400,000円

3 契約の相手方

森本・丸信特定建設工事共同企業体

代表者 大阪府大阪市中央区南本町二丁目6番12号

株式会社 森本組

代表取締役社長 横 尾 徹

上記代理人 東京都江東区木場五丁目5番2号

株式会社 森本組東京支店

常務執行役員支店長 畠 沢 貞 則

構成員 小松市串町267番地1

丸信建設株式会社

代表取締役 山 西 祥 夫

議案第23号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

1 工事の名称 6 災2548号 二級河川磐若川 6 災2437号 主要地方道珠洲穴水線 災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 2,086,700,000円

3 契約の相手方

三井住友建設・池田建設工業特定建設工事共同企業体

代表者 東京都中央区佃二丁目1番6号

三井住友建設株式会社

代表取締役社長 柴田敏雄

上記代理人 金沢市元菊町21番87号

三井住友建設株式会社金沢営業所

所長 上田佳則

構成員 羽咋郡志賀町清水今江ルの19番地の2

池田建設工業株式会社

代表取締役 池田政基

議案第24号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

1 工事の名称 6 災2556号 二級河川鵜飼川 6 災7203号外 二級河川鵜飼川 (小屋ダム) 災害復旧工事 (概略発注対象工事)

2 契約金額 1,195,480,000円

3 契約の相手方

川田・中塚特定建設工事共同企業体

代表者 七尾市白銀町13番地の2

株式会社 川田組

代表取締役 川田 尚 昭

構成員 珠洲市宝立町鵜飼卯の部18番地の5

株式会社 中塚組

代表取締役 中塚 芳 章

議案第25号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

1 工事の名称 6 災2579号 二級河川若山川 6 災2487号 主要地方道珠洲里線 災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,984,400,000円

3 契約の相手方

真柄・石川特定建設工事共同企業体

代表者 金沢市彦三町一丁目13番43号

真柄建設株式会社

取締役社長 真 柄 卓 司

上記代理人 金沢市彦三町一丁目13番43号

真柄建設株式会社北陸事業部

執行役員事業部長 中 川 稔

構成員 金沢市桂町ホ85番地

石川建設工業株式会社

代表取締役 寺 田 茂 行

議案第26号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

1 工事の名称 6 災2586号外 二級河川紀の川 6 災2372号 一般県道栗津正院線外 災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 2,470,162,464円

3 契約の相手方

西松・和田内特定建設工事共同企業体

代表者 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

西松建設株式会社

代表取締役社長 細川 雅一

上記代理人 金沢市本町二丁目15番1号

西松建設株式会社金沢営業所

所長 宮本 眞志

構成員 七尾市万行町老部24番地

和田内潜建株式会社

代表取締役 中谷 一樹

議案第27号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

1 工事の名称 6 災405号・406号・433号 輪島港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 548,900,000円

3 契約の相手方

加賀・宮地特定建設工事共同企業体

代表者 金沢市金石西一丁目2番10号

加賀建設株式会社

代表取締役社長 鶴山 雄一

構成員 輪島市河井町6部35番地

株式会社 宮地組

代表取締役 宮地 雄大

議案第28号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

1 工事の名称 6 災419号・420号 輪島港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 606,100,000円

3 契約の相手方

北都・喜多特定建設工事共同企業体

代表者 金沢市泉本町五丁目88番地

株式会社 北都組

代表取締役社長 宮下英己

構成員 輪島市大野町鶴ヶ池48番地の8

株式会社 喜多組

代表取締役 竹林耿郎

議案第29号

変更請負契約の締結について

変更請負契約を次のとおり締結する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

1 工事の名称 房田 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 変更前 426,800,000円

変更後 584,980,000円

3 契約の相手方

宮地・森土木特定建設工事共同企業体

代表者 輪島市河井町6部35番地

株式会社 宮地組

代表取締役 宮地 雄大

構成員 輪島市房田町7字36番地

森土木工業株式会社

代表取締役 森 正次

議案第三十号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等
の一部を改正する条例について

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和七年十二月二日提出

石川県知事 馳 浩

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正
する条例

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第一条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年石川
県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和四十六年法律第七十七号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条第一項中「限る」を「限り、法第三条第一項の指導改善研修被認定者を除く」に、「百
分の四」を「百分の十」に改める。

第七条を次のように改める。

(義務教育諸学校等の教育職員に係る業務量管理・健康確保措置)

第七条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の
維持向上に資するため、法第七条第一項の業務量管理・健康確保措置については、法第八条に
定めるもののほか、法第七条第一項の指針に基づき、義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監
督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

(公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年石川県条例第二十九号)の一部
を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第十条の四第二項第二号中「七千五百円」を「八千円」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十一年石川県条例第三十号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十二條第二項中「八千円」を「八千六百円」に改め、「の別」の下に「並びに次に掲げる校務の種類」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 学級（学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、同法第八十一條第二項及び第三項に規定する特別支援学級を除く。）を担当する業務
- 二 前号に掲げるもの以外の校務

別表第三の表備考2中「4級」の次に「又は5級」を加え、「この表の額に7,700円を」を「その職務の級が4級である職員にあつてはこの表の額に11,500円を、その職務の級が5級である職員にあつてはこの表の額に3,800円を、」に改め、同表の表備考2中「4級」の次に「又は5級」を加え、「この表の額に7,500円を」を「その職務の級が4級である職員にあつてはこの表の額に11,500円を、その職務の級が5級である職員にあつてはこの表の額に4,000円を、」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第一条中義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第七条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて同日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額並びに一般職の職員の給与に関する条例の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、第一条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（以下「改正後の教育職員給与等特別措置条例」という。）第二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間における改正後の教育職員給与等特別措置条例第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正等に伴い、教職調整額の改定を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

専決第33号

損害賠償額の決定について

令和7年6月27日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和7年11月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

- | | | |
|---|-----------|---------|
| 1 | 相手方 | ■■■■■ |
| 2 | 賠償額 | 49,500円 |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | |

令和7年6月27日午後2時50分頃、加賀市動橋町ホ41番地6駐車場において、南加賀保健福祉センター主任技師山腰茜の運転する小型乗用自動車
が■■■■■所有の住宅敷地内のコンクリートブロックに接触し、損害を与えたもの

報告第2号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

専決第27号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第2回石川県議会定例会において議決された議決第16号「請負契約の締結について」（6災1239号 二級河川八ヶ川 河川災害復旧工事（1工区）（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和7年10月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「1,709,400,000円」を「1,734,097,200円」に改める。

報告第3号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

専決第28号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第2回石川県議会定例会において議決された議決第30号「請負契約の締結について」（6災1286号 二級河川河原田川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事）のうち、その一部を次のように変更する。

令和7年10月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「753,500,000円」を「752,060,100円」に改める。

報告第4号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

専決第29号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第2回石川県議会定例会において議決された議決第31号「請負契約の締結について」（6災1287号 二級河川河原田川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事）のうち、その一部を次のように変更する。

令和7年10月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「816,750,000円」を「814,375,100円」に改める。

報告第5号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

専決第30号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第2回石川県議会定例会において議決された議決第32号「請負契約の締結について」（6災1301号 二級河川鳳至川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和7年10月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「577,500,000円」を「572,768,900円」に改める。

報告第6号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

専決第31号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第2回石川県議会定例会において議決された議決第33号「請負契約の締結について」（6災1378号 二級河川町野川 河川災害復旧工事（1工区）（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和7年10月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「570,900,000円」を「591,585,500円」に改める。

報告第7号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

専決第26号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第2回石川県議会定例会において議決された議決第34号「請負契約の締結について」（長沢3号 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和7年10月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「781,000,000円」を「752,840,000円」に改める。

報告第8号

損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和7年12月2日提出

石川県知事 馳 浩

専決第32号

損害賠償額の決定について

令和7年6月23日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和7年11月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

1	相手方	■■■■■■■■■■
2	賠償額	535,986円
3	賠償責任発生の事実	

令和7年6月23日午前10時32分頃、金沢市下本多町六番丁15番地1金沢中警察署駐車場において、金沢中警察署巡查長池田悠和の運転する普通特殊自動車（■■■■■■■■■■）の普通乗用自動車（■■■■■■■■■■）の普通乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの